

広島県告示第六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十七年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉和戸河内線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字打梨字大竹谷五〇八番一地从先から	新	旧	七・〇〇 八・四〇	一〇八・〇〇	拡張
	新	旧	四・八〇 一六・六〇	八七・三〇	
山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七四六番一地从先から	新	旧	五・七〇 六・七〇	三二・〇〇	拡張
	新	旧	五・七〇 八・二〇	三二・〇〇	
山県郡安芸太田町大字吉和郷字吉和郷川西平一七三二番一地从先から	新	旧	五・〇〇 六・〇〇	二二・三〇	拡張
	新	旧	五・〇〇 一〇・八〇	二二・三〇	